

# 2007年6月 我孫子市議会 一般質問詳細

民主党・我孫子市議会議員

飯塚まこと

『政策グループあびこ』の飯塚誠です。今回初めての一般質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。これからの我孫子市は日本の経済成長を支えてきた団塊の世代に続き人口構成が多い私たち30代が元気でがんばらなくてはなりません。行財政改革・議会改革をはじめとして元気で活力あるまちづくりに、職責をはたして参ります。大綱4点についてご質問いたします。

## 1. 自治体合併について

明治の大合併 1888年 7万1314 1万5820 (市制町村制) 昭和の大合併 1952年 9869 3957 (地方自治法の改正) に続く、旧合併特例法に基づく「平成の大合併」が2006年3月31日までに進行し、1999年3月31日に3232あった基礎自治体の数は4月1日時点で1820に集約されました。地方分権の流れが加速する中で垂直的財政調整に加え水平的財政調整をどの様にしていくべきか? という問題に対し、多すぎる基礎自治体を集約し、更に都道府県間の広域連合調整や道州制導入をもくろむ政府(中央官僚)と人口の減少に悩み財政再建にもがき苦しみ単独での生き残りが難しくなっている市町村との利害関係が一致した大合併の進展といえるでしょう。ここ我孫子市でも前福嶋市長の時、旧柏市と旧沼南町とそして我孫子と2市1町による合併を模索した状況がありました。しかし我孫子市は自らの伝統と文化そして自然を尊重して独立の自治体運営の道を選択した訳です。私はこの選択は間違っていなかったと確信しています。私の大学院時代の教授でもありました地方自治論のスペシャリスト佐々木信夫現中央大学教授は【2002】、『自治体の改革設計』ぎょうせい出版社の中で 都市経営 行政経営 自治政治、それぞれの単位について科学的な計算を積み重ね3つの輪が重なり合う部分が自治体の適正規模である、という理論構築で人口10万から17万、最大でも30万が自治体の適正規模であると論じています。いずれにせよ中央官僚主導での、市民視点での基礎自治体の適正規模という論理構築を棚上げしての国からの「アメ」をテコに合併を推進するというやり方は絶対に間違っているし、良識ある我孫子市民は今後も独立独歩での自治体運営を力強く推し進めていく

と確信しています。そこで市長にお尋ねします。

- (1) 今回、東葛広域行政連絡協議会・政令指定都市問題研究会が中間報告を発表したようですが、自治体合併に対する見解をお聞かせください。
- (2) 星野市政継続中に合併論議が再燃することが予想されます。合併の賛否は別にして我孫子市には幸運にも常設型の住民投票制度がございます。そこでもし、合併の議論が盛り上がった時には、政治的な市長判断ではなく、必ず住民投票制度を活用しての民意を汲み取る形での政策過程形成を実現することをお約束していただきたいのですが、ご見解をお聞かせください。
- (3) また我孫子市の公債費負担比率を見ますと10.2%(平成17年度)と非常に良好な数値です。借金が非常に少ない我孫子市にとっての課題は自主財源の確保見通しと人口流入を図れる元気で活力あるまちづくりであると思われまます。他方で政令指定都市研究会に参加している各自治体は公債費負担比率が高く、確かに財政の硬直性においては我孫子より若干良好な数値も見受けられ、将来の展望が明るいという捉え方も可能ですが、借金の重い負担に返済が苦しい状況になることが推察されます。政令指定都市問題研究会はあくまで調査研究をするもので、目指すものではない。という前提が記載されていますが、その前提の上で重い公債費負担比率を抱える自治体同士の合併についてどの様にお考えか？お聞かせください。

## 2. 住民型市場公募地方債(ミニ市債)について

全国各地で住民型市場公募地方債での資金調達が発達しています。平成18年度は全国の自治体で発行額が3,513億円にも達しました。これは国の方針として政府金融改革と公営企業金融公庫のあり方が論じられ地方公共団体の資金調達の仕組みそのものが市場からの調達を原則とする形に変わったこと。また不透明な金の流れを是正すべしという大合唱の基で、年金、郵貯等の資金運用部資金の地方債計画割り当て額が減少の一途を辿っている(H13、5.2兆円 H18、3.4兆円へ、同時に簡保分1.6兆円 0.3兆円へ、公庫資金2.0兆円 1.4兆円へ)という地方自治体における資金調達の仕組みや環境変化が大きく影響していると思われまます。また地方分権一括法(2000年4月)の制定および地方分権推進法の制定により中央から地方への税財源委譲が論じられる中で、地方自治体として自主財源の調達をどうすべきか、という課題が顕在化し、加えて地方自治体の経常収支比率が90%を超える市町村が続出する中で新たな施策に打って出ることができず、しかし地域課題は高度化・複雑化する中で、やむを得ず市民(住民)からの拠出もお願いしながらのやりくりが続いているという状況です。

逆にお金を預ける側からしてもゼロに近い低金利環境の中で少しでも運用利回りを確保できる国債や地方債へと金の流れがシフトしていることも事実でしょう。しかしこれらはいくまで不足する資金をいかに何処から調達すべきか、という視点からの市場債の活用状況把握です。

私はもっと重要な視点すなわちシビルミニマム（公共公準）の決定に際しての市民判断視点という観点から「ミニ市債」が重要な働きをするものと確信しています。幹線道路の整備や上下水道の整備或いは駅前広場の基盤整備など市民全員が望むような施策については多少厳しい財政状況下でも問題なく推し進めることができるでしょう。しかし例えば個別の商業活性化策や市街化区域内での自然環境（緑）の保全等は果たして多くの市民が望み且つ優先順位が高い施策と言えるだろうか、シビルミニマムと判断すべきなのか、非常に難しい判断が求められます。この公準決定の際の判断材料としてミニ市債を活用できないだろうか、という提言です。すなわち首長や議会が当該施策事業が市民公準に合致するか否か迷った時或いはその順位付けに悩んだ時この「住民参加型市場公募債」を活用することで市民判断を仰ぎ、政治決定するという仕組みづくりが可能ではないだろうか、ということなのです。そこで以下の2点についてお尋ねします。

- (1) 将来的には市民からお金が集まれば施策を実行する、もし集まらなければ中止とする。という判断基準に募集行為自体を活用することも可能かも知れませんが、今のところ県との事前協議の問題、予算の議決の問題或いは市民債で集めたお金はいくまで施策全体費用の一部に過ぎない点など、現時点ではこの考えは時期尚早と言わざるを得ません。そこでシビルミニマムに該当するか、否かを市民にも充分考えてもらった上で公募を実施する、或いは市民から借金をしてまで必要な施策か、市民に議論を活発にしてもらおう為にもミニ市債を活用する時には事前にパブリックコメントの募集を実施する仕組みにしてはどうか、と思っておりますがお考えをお聞かせください。
- (2) 市民から低金利で集めたお金といっても借金は借金です。学校の耐震補強のような誰が考えてもシビルミニマムに該当するような施策事業には公募型ミニ市債は馴染まないと考え、逆に古利根沼の保全のようなミニマム判断が分かれる案件は市民の議論を活発にして次の施策へ反映させる、という意味からも実施すべき施策であると考えます。縁故債活用と公募型ミニ市債活用の判断基準についての基本的考え方をお聞かせください。 \* 昨日早川議員の質問に答える形で、企画調整室長がルール作りを前向きに検討していく、という御答弁をいただいておりますが、“基準の考え方”に若干違いがあるようですのでこの辺を踏まえての御

答弁を再度お願いいたします。

### 3. 商業の活性化について

我孫子市では平成10年3月に商店街商業集積等活性化基本構想策定事業として既存商店街活性化、新たな商業展開、各施策のフォローアップ・推進体制の強化、の3つを柱とした「我孫子市商業活性化ビジョン」を策定し、進行管理しながら新たな事業、見直す事業を3年毎に実施計画に反映させてきましたが、計画に盛り込まれたにも係らず実施できていない事業が多く残っています。我孫子市の商業は平成9年度をピークに年間販売額、商店数が減少しています。商業集積の現状を見る代表的指標、小売吸引度を見ても千葉県平均0.87を大きく下回り0.68という状況で近隣の柏市や取手市等とも大きく差をつけられていて、商人マップの発行、空き店舗の活用、お休み処の設置、ホコ天やイルミネーション・ライトアップ、更には手賀沼公園の再整備、ディスティネーションキャンペーンを契機とした水上バスの運行等ハード、ソフト両面での努力にも係らず厳しい商業環境が続いています。しかし超高齢社会を現実の事として受け止めた時、商業集積や商店街が発する様々な機能例えば「コミュニティ機能」、「情報発信機能」、「商品選択機能」、「安全性機能」等はいずれも私たちの生活に不可欠な機能であり、シビルミニマム（市民公準）そのものと言っても過言ではありません。そして我孫子市としての自治体運営の面からも、大きな本社所在地が数多く存在する訳でもなく或いは工業団地等による活発な企業活動が多いわけでもなく、「人と鳥が共存するまち」「手賀沼を誇れるまち」等貴重な自然や文化という資源を生かしながらの住環境を重視したわがまち我孫子は商業の活性化以外にまちの賑わい再生を実現するすべはないと考えます。そこで商業の活性化についての手順ですが、我孫子地区(西部)、湖北地区(中央)、布佐地区(東部)どのエリアも衰退が顕著であります。 “一気に活性化を”と唱えても現実味がありません。商業の再生に成功した先進事例を見ても先ずコアとなりうる核エリアを再生し、その余力や手法をもって地域全体の活性化を担保していく手法が一般的です。我孫子市の商業活性化ビジョンにおいても優先的に整備を図る地区として手賀沼周辺が挙げられ、具体的手法として特定商業集積整備法(旧法)の位置づけや中心市街地活性化法の位置づけを基にType1.高度商業集積型、Type2.中心市街地活性化型、Type3.地域商業活性化型の3タイプを提示しています。ご承知の様に平成18年6月の中心市街地活性化法の改正で、中心市街地活性化計画の作成・申請の窓口が官邸主導になり、さらにその前提となるTMO(Town Management Organization)の構成基準が緩和されました。これは多様な都市機能の増進と商業活性化に意欲的に取り組む市町村を支援する仕組みに変わった為です。そこで活性化(商業機能再生)の進

め方について2点お尋ねいたします。

- (1) 市民やNPO等各種団体、もちろん商工会や行政等幅広に参加する、しかもお金のかからない形式でのTMOの設置を実現し、具体的施策を検討し、加えて我孫子駅から手賀沼周辺をエリア設定とする中心市街地活性化法の申請の可能性も含めて議論を展開してはいかがでしょうか。
- (2) 活性化ビジョン推進委員会にて公共サービスでのポイント付加やボランティア活動の報酬にも適用可能なコミュニティツール(地域通貨)＝アビィの導入を計画している様ですが、スケジュールと運営主体についてお聞かせください。

#### 4. 地域密着型サービス拠点等整備事業について

湖北台10丁目の市所有地に建設が予定されている地域密着型サービス拠点介護施設・(仮称)湖北台ケアガーデンワカバについてですが、地域のコミュニティが高齢者福祉の課題を解決する、という意味合いにおいて当該事業の持つ意味(住宅地の真ん中に建設する)は大変大きいと考えます。ただ今回の施設建設は市の所有地に、民間の施設を建設する、市が民間の事業者に土地を貸し出すというシステムです。(土地の取り扱いについて賃借提案から売却へ、そして又賃借提案へと紆余曲折あった)このような事業形態をとる場合、運営事業者には、福祉事業の内容はもちろんのこと財務内容のきちんとした事業者を選定することが重要と考えます。と申しますのも今回のワカバから市へ提供された決算報告書は1期分(2004.10.1~2005.9.30)と聞いております。1期分だけの財務諸表では、経常外の収支で、或いは営業内ベースでも在庫評価等によって利益捻出が充分調整可能ではないでしょうか。最低でも3期分程度の提出が不可欠であると考えます。また事業者の会社履歴事項全部証明書の中の設立の目的も、項目を見ますと介護保険法下の介護関連事業以外にも、医薬品・医療器具の販売、石油・重油の販売、コンビニエンス・ストアの経営、美容・理髪店の経営、自動車・自動車部品の販売および修理、不動産の売買、賃借、管理及び仲介斡旋と様々な様です。何でも屋のような設立目的ですが、若干企業理念が心配です。何れにせよ公明公平な選定基準を構築することが重要です。そこで以下の4点についてお尋ねいたします。

- (1) 我孫子市地域密着型サービス拠点等整備事業者選考審査会での審査項目の基準をお聞かせください。
- (2) 今回のワカバ選定にあたっては全ての項目が審査されていないのは何故か?今回審査された項目とされていない項目、そしてその理由をお聞かせください。またこれらの審査結果についてのホームページ等での公開

のお考えはいかがでしょうか？

- (3) 施設運営過程での様々な苦情処理についてです。もちろん事業者においての対応はもちろんです、行政サイドとしての指導・監督者責任をどう果たしていかれるのか？お聞かせください。

\*グットウィルグループ(コムスン)のヘルパーの水増し請求や、やっていないサービスをあたかも実施したように装う介護報酬の不正請求が報道等で問題となっていますが、今回の施策事業の事業選定や指導監督責任は我孫子市にありますので行政責任が重要になっています。お答えください。

- (4) 運営事業者が万が一企業経営に失敗し、倒産にいたった場合、事業者の建物には一般的には抵当権等第三者の権利が存在することが想定されますが、この場合当該施策事業はどの様に処理されていくのでしょうか？

以上で質問を終了させていただきます。ご回答のほど、宜しくおねがいします。

#### **再質問**

**1. 公債費負担比率の高い自治体合併について**

柏市 16.3% 流山 12.4%等借金に苦しむ自治体同士の合併をどう考えるか？

**2. まちづくりのうち、TMO設置について**

8省庁の連絡協議会から官邸(内閣府)主導に趣旨変えがおこったことを重く捕らえて、積極的な対応を。

**3. 地域密着型サービス拠点について**

倒産した場合の事業処理について(国の確認がとれているのか？そしてもし例外規定があれば教えてください。